

## ギグベース傷害見舞金等支給規定

ギグベース傷害見舞金等支給規定（以下「本規定」といいます）は、ギグベース株式会社（以下「当社」といいます）が提供する、タレントへのサポート制度として傷害見舞金の支給に関する事項を定める。

### 第1条（給付対象の範囲）

当社が運営する「gigbase」で受託した業務を行うタレントが業務中に本規定の第3条に該当した場合に適用します（※業務に従事している間と証明できない場合は、給付対象外です）。

### 第2条（受給者）

本規定に定める傷害見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人に支給します。

### 第3条（保険金が支払われる主な場合）

保険金の種類	保険金が支払われる主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 （注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 （注）お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合に事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 （1事故につきご契約の保険金額限度） ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 （注）労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象）
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 （1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度） ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]
入院一時金支払特約	入院保険金をお支払いする場合で、1泊2日以上入院したときにご契約の保険金額の全額をお支払いします。（1事故につき1回限度）

### 第4条（保険金額）

保険金の種類	保険金額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額100万円の4%～100%
傷害医療費用保険金	100万円限度
入院保険金	1,000円/日（事故日を含めて180日限度）
手術保険金	第3条記載の通り
入院一時金支払特約	3万円

第5条（各用語のご説明）

本規定において、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとします。

用語	定義
業務中	業務中とは給付対象者が「gigbase」上で受託した業務に従事している間をいいます。 ただし、法律上の資格を要する業務、公序良俗に反する業務および反社会的勢力に関連する業務を除きます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ①健康保険法 ②国民健康保険法 ③国家公務員共済組合法 ④地方公務員等共済組合法 ⑤私立学校教職員共済法 ⑥船員保険法 ⑦高齢者の医療の確保に関する法律
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ②先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1） 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2） 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。 ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、 （注3） 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、 ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被ったことをいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、 吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注） 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。（注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

第6条（保険金が支払われない主な場合）

当社は、次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては、見舞金を支払いません。

- ・ 「gigbase」上で受託した業務に従事している間に発生した損害であることを証明できない場合
- ・ 故意または重大な過失
- ・ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・ 自動車、バイク、クレーン車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
- ・ 病気、心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）
- ・ むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- ・ 戦争、革命、内乱、暴動

---

第7条（請求手続き）

給付対象者が本規定に基づく補償の給付を請求する場合には、その書類を当社に提出しなければならない（以下は書類の一例）。

- （1）ギグベース傷害見舞金等支給規定に規定する保険金請求書類
- （2）医師の診断書、治療等に要した費用の領収証等
- （3）その他、当社が必要と認める書類

事故が発生した場合のご連絡先

ギグベース株式会社 050-3051-5050(電話受付時間10:00~17:00)

2023年4月1日制定  
ギグベース株式会社  
代表取締役 田中 祥可